

戸別受信機

無償
貸与

防災行政無線やあんしんメールの内容が自宅で聞けます！

配信内容を3つの機能でお知らせ！



- ▶ コンセントを差すだけで使用可能！ボタン操作で取扱いも簡単！
- ▶ 乾電池を入れておくことで、停電時も配信が届く！

貸与対象者

- (1) 携帯電話を持っていない、**65歳以上のみの世帯** ※1・※2
- (2) 携帯電話を持っていない、**避難行動要支援者名簿**※3に登録されている方 ※1
- (3) **視覚または聴覚に障がいを持っている方**

※1：「携帯電話を持っているがメール機能等で市の防災情報を閲覧できない世帯」も対象に含む

※2：「同居家族が就労等により一時的に不在となる世帯」も対象に含む

※3：避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

生活の基盤が自宅にあり、次のいずれかの要件に該当し、かつ、災害時に自力または家族の支援だけでは避難することが困難な方

- ・要介護度3以上の者
- ・身体障害者手帳（1級又は2級）を所持している者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ・療育手帳（A）を所持している者
- ・精神保健福祉手帳（1級）を所持している者
- ・市の生活支援を受けている難病患者
- ・特別児童扶養手当該当者

雨の音で聞き取りづらいなどの心配なし

戸別受信機



※電源が必要になります

申請方法

- (1)市ホームページまたは市役所総務課・村松支所地域振興係にある「五泉市戸別受信機貸与申請書兼同意書」に必要事項を記入し、窓口及び郵送で総務課へ提出してください。

※代理の方による提出でも構いません。
※上記の方法による申請が難しい場合は総務課へご相談ください。



市ホームページ

- (2)総務課にて申請内容の確認及び審査を行い、貸与の可否について申請者へ連絡します。
- (3)令和7年9月以降に順次配布します。配布日程等、詳しくは、後日ご連絡します。
- (4)受け取った戸別受信機を自宅の聞き取りやすい場所に設置してください。
ただし、情報を受信するために電波が届く場所に設置する必要があります。

申請期限

一次募集：**8月27日 水曜日**

その後は、随時、申請を受け付けいたします。

※配布台数には限りがありますので、応募多数の場合は、配布時期が遅れる場合があります。

注意事項

- (1)戸別受信機は無償での貸与となりますが、**維持管理する上での費用（電気料金や電池代）は使用者の負担**となります。
- (2)戸別受信機は高価な機械ですので、大切に使用してください。
- (3)譲渡・転貸はしないでください。

お問い合わせ

五泉市 総務課 防災係
〒959-1631 五泉市太田1094-1
TEL 0250-43-3911 FAX 0250-42-5151